

地下水の保全等に関する市町村条例の制定状況

市町村	条例等の名称	制定年月	目的	対象行為	規制方法	規制地域	許可、届出、協議基準等	違反に対する措置方法
1 長野市	長野市公害防止条例	H16.9.30	公害の防止その他生活環境の保全に必要な事項を定め、もって市民の健康で安心して生活することができる環境を確保することを目的とする。	事業用の地下水採取	届出	全域	—	勧告
	長野市自然環境保全条例	H15.6.25	良好な自然環境を保全するため必要な事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、豊かな自然との共生を図ることを目的とする。	井戸の掘削	許可	自然環境保全地域	・既存の井戸から300m以上離すこととし、掘削を行う土地及びその周辺の土地の地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。	・中止命令 ・措置命令 ・氏名等の公表 ・罰金
2 松本市	松本市水環境を守る条例	H13.3.16	良好な生活環境を守るため、河川、湖沼及び地下水の水質等の保全に関し必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。	動力を用いた地下水の採取	届出	全域	○動力を用いて吐出口口径25ミリメートル以上の地下水採取施設	・指導 ・勧告
3 上田市	未制定							
4 岡谷市	岡谷市公害防止条例	S47.4.1	公害防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。	工場等に揚水設備を設けての地下水の採取	努力義務	全域	地下水の採取に伴う地盤の沈下を防止するよう努めなければならない。	—
5 飯田市	未制定							
6 諏訪市	諏訪市自然環境保護条例	S49.3.30	すぐれた自然環境を保護するため、無秩序な開発を規制し、もって市民の健康で文化的な生活環境を確保すると共に、住みよい郷土の実現を期することを目的とする。	地下水を取水するための掘削	届出	自然環境保護調整地区	・地下水を取水する場合において、付近又は下流の表流水に水量の減少をきたしたときは、直ちに地下水の取水を中止すること。 ・地下水の揚水量は揚水可能量の70%以下とすること。	・助言 ・勧告 ・措置命令 ・罰金
7 須坂市	須坂市水資源保全条例	S59.9.28	生活用水の根源である地下水の枯渇を防止するとともに、これを保護するため水資源の採取の規制に関し必要な事項を定める。	動力を用いた地下水の採取	許可 ・届出 ・国又は地方公共団体が実施：事前協議	・特別保全地区 ・普通保全地区 ・その他保全地区	(許可施設) ○動力による揚水機の吐出口の断面積(吐出口が同一敷地内において2つ以上あるときは、その断面積の合計)が6平方センチメートル以上のもの ○揚水機の電動機又は発動機の定格出力(電動機等が同一敷地内において2つ以上あるときは、その定格出力の合計)が0.41キロワット以上又は2.40馬力以上のもの (上記の井戸の規模に満たない井戸の設置は届出) (許可要件) ○須坂市水道事業の設置等に関する条例第2条第2項並びに須坂市蜂の原水道条例第3条第1号に規定する給水区域へ給水するために採取している地下水及び他の地下水の利用に支障がないとみとめられること。 ○井戸の間隔 ・特別保全地区：2キロメートル以上であること。 ・普通保全地区：1キロメートル以上(ただし、農業用水は500キロメートル以上)であること。 ・その他保全地区：300m以上(ただし、深さ30m以上の井戸は1km以上)であること。 ○動力による揚水機の1日の揚水量(揚水機が同一敷地内において2つ以上あるときは、その揚水量の合計)が500立方メートル未満であること。等	・勧告 ・措置命令 ・罰金
8 小諸市	小諸市環境条例 (一部改正：H24.6.27)	H12.6.27	環境の保全についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に関し必要な事項を定め、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与することを目的とする。	地下水採取	・地下水特別保全地区：許可 ・地下水普通保全地区：届出 ・国、県が実施：事前協議	・地下水特別保全地区 ・地下水普通保全地区	○特別保全地区内：原則地下水採取はできない。ただし、特別の理由がある場合はその旨を申請して許可 ○普通保全地区内：届出 ・水道に供する水源及び農業用水源(畑地かんがいを含む。)等の付近からおおむね300m以内の区域 ・小諸市水道事業の設置等に関する条例第2条第2項に規定する給水区域へ供給されるための水源及び農業用水源(畑地かんがいを含む。)等に供給されるための水源に支障がないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。	・指導 ・勧告 ・措置命令

地下水を「地域で共有する財産」と位置付ける。規制の内容等については、上記のとおり、変更なし。

市町村	条例等の名称	制定年月	目的	対象行為	規制方法	規制地域	許可、届出、協議基準等	違反に対する措置方法
9 伊那市	伊那市環境保全条例	H18.3.31	環境の保全について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することをも目的とする。	地下水採取	許可	全域	<ul style="list-style-type: none"> ○揚水機の吐出口の断面積が5平方センチメートル以上のものを用いて地下水を採取するための井戸の設置 ・地下水等の合理的な利用に支障がないと認められること。 ・地下水等を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難であると認められること。 ・既設井戸(吐出口断面積5平方センチメートル以上)との距離が200メートル以上離れていること。 	-
10 駒ヶ根市	駒ヶ根市環境保全条例	H8.3.21	環境の保全について基本理念を定め、市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境保全に關し必要な事項を定める。	地下水水質保全	努力義務	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・何人も河川浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。 	-
11 中野市	中野市環境保全及び公害防止に関する条例	H17.4.1	健康で文化的な生活を確保するため、環境保全及び公害防止に対する市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境保全等に関する市の基本的な施策について必要な事項を定め、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	揚水設備を設けての地下水採取	<ul style="list-style-type: none"> ・許可 ・国、県が実施：事前協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全地区 ・自然休養地 ・環境保全地区及び自然休養地を除いた区域 	<ul style="list-style-type: none"> (環境保全地区及び自然休養地を除いた地域) ○井戸の深さが15メートルを超えるもの ○揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が、15平方センチメートルを超えるもの ○揚水量が1日当たり100m³を超えるもの ・申請に係る井戸から地下水を採取することにより中野市水道事業の給水の水源の保全、既設井戸の地下水の採取に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰金
12 大町市	未制定							
13 飯山市	飯山市自然保護条例	S49.3.28	すぐれた自然をながく後世に伝え、自然のもたらす限りない恵沢を永遠に享受できるよう自然の保護を図り、もって“住みよいふるさとの園”の実現に資することを目的とする。	水資源の利用	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全地域 ・県郷土環境保全地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・吐出口径が2.5センチメートル以上の揚水機による地下水の取水 ・吐出口径が2.5センチメートル以上の揚水機による湧水若しくは表流水の取水又は1日最大給水取水量が40立法メートル以上の湧水若しくは表流水の取水 	-
14 茅野市	茅野市生活環境保全条例	S48.5.16	優れた自然と水資源を永く後世に伝えるとともに、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう生活環境の保全を図り、もって住み良い郷土の実現に資することを目的とする。	地下水採取	<ul style="list-style-type: none"> ・許可 ・国、県が実施：事前協議 	全域	<ul style="list-style-type: none"> ○吐出口の断面積が6平方センチメートル以上のもの ・地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難なこと。 ・既設井戸(吐出口断面積が6平方センチメートル以上)との距離が200メートル以上離れていること。 ・ただし、季節的に使用する井戸については、別に規定で定める。 ・その他規則で定める基準に適合していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告 ・措置命令 ・停止命令 ・原状回復命令 ・違反者の公表 ・罰金
15 塩尻市	未制定							
16 佐久市	佐久市地下 水保全条例	H24.6.12	地下水が市民生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な財産であることに鑑み、将来にわたり市民が豊かで良質な地下水の恵みを享受できるよう、地下水の保全に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、市、市民等及び地下水採取者の責務を明らかにし、並びに地下水の採取について必要な事項を定めることにより、市民の健康的で良好な生活環境の保全に寄与するとともに、公共の福祉に資することを目的とする。	井戸を設置し、地下水の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・許可 ・届出 	全域	<ul style="list-style-type: none"> ○1日当たりの取水量10m³以上：許可 ・採取する地下水の利用目的が必要かつ適当であること。 ・1日当たりの採取量が規則(現在未制定)で定める範囲内であること。 ・井戸を設置しようとする一団の土地の境界から半径300mの範囲内の住民・地下水採取者に井戸設置の周知を行うこと。 ・周辺の井戸(上記の範囲内の井戸)に対して影響調査を行い、採取量が周辺の井戸に支障を及ぼさない程度であると認められること。 ○1日当たりの取水量500m³超：原則不許可 ○1日当たりの取水量10m³未満：届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・助言 ・指導 ・勧告 ・措置命令 ・氏名等の公表 ・罰金

市町村	条例等の名称	制定年月	目的	対象行為	規制方法	規制地域	許可、届出、協議基準等	違反に対する措置方法
17 千曲市	千曲市生活環境保全条例	H15.9.1	良好な自然環境及び社会環境の保全に関し必要な事項を定める。	地下水を採取するための井戸の掘削	・地下水特別保全地区:許可 ・地下水調整保全地区:許可 ・地下水普通保全地区:届出	・地下水特別保全地区 ・地下水調整保全地区 ・地下水普通保全地区	○特別保全地区内:原則地下水採取はできない。ただし、特別の理由がある場合はその旨を申請して許可 ○調整保全地区内:井戸の掘削は、すべて許可 ○普通保全地区内:動力を用いる井戸であって揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)以上の掘削は、届出 (地下水特別保存地区内及び地下水調整保存地区内) ・千曲市水道事業条例第2条第2項並びに千曲市水道条例第4条に規定する給水区域へ給水するための水源及び他の権利に属する水利に支障がないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが、必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難であること。	・助言 ・勧告 ・措置命令 ・罰金
18 東御市	東御市環境をよくする条例	H16.4.1	市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力のもとに、生活環境及び自然環境をよくするため必要な事項を定め、もって住みよい郷土の実現を期することを目的とする。	開発事業(さく井事業)	届出	全域	○旧東部町区域:(井戸)深さ15メートル以上のもの ・深井戸をさく井するときは、既設の深井戸からおおむね1,000メートル以上離れること。 ・深井戸の揚水量は、揚水可能量の70%以下とし、揚水管に計量機をつけ、毎日測定するとともにその結果を記録しておくこと。 ○旧北御牧村区域:(深井戸の掘削)掘削口径100ミリメートルを超えるか、深さ30メートル以上のもの	・勧告 ・措置命令 ・罰金
19 安曇野市	安曇野市の適正な土地利用に関する条例	H22.9.30	土地についての基本理念に基づき、市、市民等及び開発事業者の責務を明らかにするとともに、市の土地利用の基本となる計画、開発事業を行う際の手続等を定め、もって適正かつ合理的な土地利用を図り、まちづくりの目標像の実現に資することを目的とする。	地下水の取水施設の設置	・承認申請 ・事前協議	全域	・揚水機の吐出口の断面積が、6平方センチメートル以下かつ動力を用いない井戸施設	・措置命令 ・罰金
20 小海町	小海町自然保護条例	H13.3.23	古くからすぐれた自然景観を有しそれが住民の福祉と密接に関係していることに鑑み、自然と人の生活の調和を基調とする良好な生活環境の保全を図り、又この地の自然景観を将来に向けて保護することを目的とする。	地下水の取水施設の設置	・届出 ・協定 ・国、地方公共団体が実施:事前協議	全域	(さく井の基準) ・原則として開発造成が3ヘクタール以上でなければならない。 ・さく井の位置は、既存の深さ2メートル以上の深井戸及び河川等及び水源地付近より300メートル以上離れた位置であって、町長の確認を受けなければならない。 ・さく井後は電気検層を行い、その結果に基づいて町長と協議し、地下水の水流、水質及び揚水ポンプの性能並びに付近の湧水からの集水防止策について確認を受けてからでなければ揚水を行ってはならない。 (湧水の基準) ・あらかじめ村長に届出た後でなければ、湧水を使用してはならない。	・助言 ・勧告 ・措置命令 ・罰金
21 佐久穂町	佐久穂町環境保全条例	H17.3.20	環境の保全について、基本理念を定め、町・事業者・町民の責務を明らかにするとともに、町内の環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康的で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	地下水又は湧水の採取	・許可 ・国、地方公共団体が実施:事前協議	全域	・地下水を採取しようとして掘削する井戸は、既存の深さ20メートル以上の井戸、河川等の水源付近から300メートル以上離れた場所とする。 ・開発地区内の湧水の採取に当っては、その湧水を飲用水及び農業用水として使用している水利権者の同意を得ること。	・措置命令 ・原状回復命令 ・罰金
22 川上村	川上村自然保護環境保全条例	S51.1.31	祖先から受けついだ貴重な自然を守り、自然と生活の調和のとれた環境保全を村政の基本とし、住民が明るく住み良い生活ができるようにする。	地下水の取水施設の設置	・届出 ・協定 ・国、地方公共団体が実施:事前協議	全域	(さく井の基準) ・さく井の位置は既存の深さ2m以上の深井戸及び水源地附近より300メートル以上離れた位置であって、村長の確認を受けなければならない。 ・さく井後は電気検層を行い、村長と協議し、地下水の水流及び水質、揚水ポンプの性能並びに附近の湧水からの集水防止について確認を受けてからでなければ、揚水を行ってはならない。 (湧水の基準) ・あらかじめ村長に届出た後でなければ、湧水を使用してはならない。	・助言 ・勧告 ・措置命令 ・罰金

市町村	条例等の名称	制定年月	目的	対象行為	規制方法	規制地域	許可、届出、協議基準等	違反に対する措置方法
23 南牧村	南牧村開発基本条例	H18.9.20	自然環境及び生活環境の保全に関する村、村民、事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の建築、土地の形質の変更などの行為に対する規制等について必要な事項を定めることにより、美しいむらづくりに寄与することを目的とする。	地下水開発	・事前協議 ・承認申請 ・協定	全域	(さく井の基準) ・原則として地下水開発のための造成が3ヘクタール以上でなければ、さく井してはならない。 ・さく井の位置は、既存の深さ50メートル以上の井戸及び河川等の水源地付近より300メートル以上離れた位置でなければならない。 ・さく井後は電気検層を行い、その結果に基づいて村長と協議し、ケーシング径ストレーナーの形状及び位置、揚水ポンプの性能、付近湧水からの集水防止策について確認を受けてからでなければ揚水を行ってはならない。 (湧水の基準) ・あらかじめ村長に届け出て、使用許可を受けなければならぬ。	・勧告 ・措置命令 ・氏名等の公表 ・罰金
24 南相木村	南相木村自然保護条例	H5.3.19	恵まれた自然を保護し、自然と人の生活の調和を基調とする良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。	地下水の取水施設の設置	・届出 ・協定 ・国、地方公共団体が実施：事前協議	全域	(さく井の基準) ・原則として開発造成が3.0ヘクタール以上でなければ、さく井してはならない。 ・さく井の位置は、既存の深さ2メートル以上の深井戸及び河川等の水源地付近より300メートル以上離れた位置であつて村長の確認を受けなければならない。 ・さく井は電気検層を行ない、その結果に基づいて村長と協議し、地下水の水流及び水量の形状及び位置、揚水ポンプの性能、付近湧水からの集水防止策について確認を受けてからでなければ揚水を行ってはならない。 (湧水の基準) ・あらかじめ村長に届出た後でなければ、湧水を使用してはならない。	・勧告 ・措置命令 ・罰金
25 北相木村	北相木村環境保全条例	S50.3.17	恵まれた自然環境を保護し、自然と人の生活の調和を基調とする良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。	地下水の利用	・事前協議 ・届出	環境保全地区	(さく井の基準) ・原則として開発造成が3.0ヘクタール以上でなければ、さく井してはならない。 ・さく井の位置は、既存の深さ2メートル以上の深井戸及び河川等の水源地付近より300メートル以上離れた位置であつて村長の確認を受けなければならない。 ・さく井は電気検層を行ない、その結果に基づいて村長と協議し、地下水の水流及び水量の形状及び位置、揚水ポンプの性能、付近湧水からの集水防止策について確認を受けてからでなければ揚水を行ってはならない。 (湧水の基準) ・あらかじめ村長に届け出て、使用許可を受けなければならぬ。	・勧告 ・措置命令 ・罰金
26 軽井沢町	軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例	H22.6.25	町内において行われる土地利用行為に関し、町、町民等及び事業者並びに土地利用行為者の責務を明らかにするとともに、自然環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用行為について必要な手続等を定めることにより、自然環境及びそれにより形成される景観を保持し、もって明るく健康的な国際保健休養地としてのまちづくりに寄与することを目的とする。	地下水の採取を目的とする土地の掘削	事前協議	全域	・公共用上水道等の水源に影響を及ぼさない地域で取水するものであること。 ・湧水又は河川を利用する者に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ・水道施設を設置しようとするものであるときは、水道法の規定に基づき認可又は確認を受けるものであること。 ・既存の水道施設の水量、水質その他の現状の維持に支障がないよう水源の周辺の原状の保護その他の措置を講じるものであること。	・指導 ・勧告 ・勧告に応じない旨の公表
27 御代田町	御代田町環境保全条例	H1.3.31	良好な自然環境及び生活環境を保全すると共に住民の健康で快適な生活を確保するため必要な事項を定め、もって住み良い郷土の実現を期することを目的とする。	地下水を採取するための井戸の掘削	許可	全域	・他の水をもって代えることが困難なこと。 ・水道法に定める水道事業の水源に支障を及ぼさないこと。 ・地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。	・指導 ・勧告 ・措置命令 ・停止命令 ・原状回復命令 ・罰金
28 立科町	立科町地下水保全条例	H24.6.12	地下水の採取に必要な規制を行い、その適正な利用を図ることで、公共の水道水源をはじめ大切な水資源を保全し、あわせて地下水の採取による枯渇や地盤沈下を防止し、町の全域について地下水を公水としての認識にたちその保全に努め住みよい生活環境を確保することを目的とする。	井戸を設置し、地下水の採取	許可	全域	・深さ30メートル未満の井戸の設置位置は、既存の深さ2メートル以上の井戸又は湧水水源から300メートル以上離すこと。ただし、井戸に揚水量が1日6立法メートル未満の井戸は適用外とする。 ・深さ30メートル以上の井戸の設置位置は、既存の深さ2メートル以上の井戸又は湧水水源から1キロメートル以上離し、水道事業の水源から2キロメートル以上離すこと。 ・井戸の深さは、地表より150メートルまでとする。 ・排水施設が確保されていること。 ・揚水量が確認できる計量器を取り付けること。 ・地下水の揚水量は、毎分300リットルまで、1日400立法メートル以下とすること。	・指導 ・勧告 ・中止命令 ・措置命令 ・罰金

市町村	条例等の名称	制定年月	目的	対象行為	規制方法	規制地域	許可、届出、協議基準等	違反に対する措置方法
29 長和町	未制定							
30 青木村	未制定							
31 下諏訪町	下諏訪町地下水利用指導要綱	S55.6.3	地下水の採取の適正化をはかることにより、地下水の枯渇を防止し、もつて住民福祉の増進に寄与することを目的とする。	動力を用いた地下水の採取	許可	全域	・地下水の合理的な利用に支障がないこと。 ・地下水を、申請の用途に供することが必要かつ適当であること。 ・水道水源及び既設井戸(掘削深度30メートル以上のもの)との距離が200メートル以上離れていること。	指導
32 富士見町	富士見町環境保全条例	S63.3.22	良好な自然環境及び社会環境を保全すると共に町民の健康で快適な生活を確保するため必要な事項を定め、もつて住み良い郷土の実現を期することを目的とする。	地下水採取	・深井戸：許可 ・浅井戸：届出 ・国、地方公 共団体が実 施：事前協 議	全域	○深さ10メートル以上及び吐出口径が13ミリメートルを超えるものは許可 ○上記深井戸の規模に満たない井戸の設置は届出 ・地下水の合理的な利用に支障がないと認められるとき。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難なこと。 ・既設井戸又は水源が200メートル以上離れていること。ただし、当該既設井戸の所有者の同意が得られていること等、町長が認めた場合はこの限りでない。 ・関係地域の同意が得られていること。 ・その他法令等で定める基準に適合していること。	・停止命令 ・原状回復命令 ・措置命令 ・罰金
33 原村	原村環境保全条例	H9.3.26	すぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう自然環境の保全と生活環境の保全及び清浄な風俗環境の保全を図り、村民の健康で快適な生活を確保するため必要な事項を定め、もつて住みよい郷土の実現に資することを目的とする。	地下水採取	・深井戸：許可 ・浅井戸：届出 ・国、県が実 施：事前協 議	全域	○深さ15メートル又は揚水機の吐出口径25ミリメートル(農業、畜産及び林業の用に供するものは50ミリメートル)を超えるものは許可 ○上記深井戸の規模に満たない井戸の設置は届出 ・地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。 ・地下水の採取に関する第13条(地下水採取の基本)の規定に反していないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難なこと。 ・既設の深井戸等又は水源から規則で定める距離があること。	・勧告 ・措置命令 ・停止命令 ・原状回復命令 ・違反者の公表 ・罰金
34 辰野町	未制定							
35 箕輪町	箕輪町地下水保全条例	S56.10.6	地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するため、地下水の採取について必要な規制を行うとともに、地下水採取に係る調整を行うことにより、地下水資源を保全し、もつて町民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。	動力を用いた地下水の採取	許可 届出	全域	○揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときはその断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるもの及び横井戸は許可 ○上記井戸の規模に満たない井戸の設置は届出 ・地下水の有効的な利用に支障がないこと。 ・既設の水道水源又は井戸の地下水の採取に影響を及ぼすおそれがないこと。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当であること。 ・他の水をもって代えることが困難であること。	・勧告 ・措置命令 ・停止命令 ・原状回復命令 ・罰金
36 飯島町	未制定							
37 南箕輪村	未制定							
38 中川村	未制定							
39 宮田村	未制定							
40 松川町	松川町環境保全条例	H11.6.22	環境の保全及び創造について基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境保全の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な生活環境を確保することを目的とする。	地下水水質保全	努力義務	全域	・何人も、河川浄化及び井戸の浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。	-
41 高森町	未制定							
42 阿南町	未制定							

市町村	条例等の名称	制定年月	目的	対象行為	規制方法	規制地域	許可、届出、協議基準等	違反に対する措置方法
43 阿智村	阿智村地下水資源保全条例	S61.4.22	生活用水の根源である地下水及び温泉の枯渇を防止し、又は、保護するため無秩序な地下水の採取を規制し、もって村民の福祉に寄与することを目的とする。	地下水を採取するための井戸の掘削	承認申請・国、県が実施：事前協議	阿智村地下水保全地区	・温泉の泉源を中心とした保全地域については、温泉の揚水を禁止する。 ・井戸の深さは30メートルまでとする。 ・吐出口は19センチメートル以下とする。 ・揚水量は1日130t以下とする。 ・揚水機の原動機定格出力は2.2キロワット以下とする。 ・その他温泉の保護と利用の適正、公共の福祉の増進のため村長が特に必要と認める事項。	・勧告 ・措置命令 ・停止命令 ・違反者の公表
44 平谷村	平谷村自然環境保全条例	H3.4.25	すぐれた自然を永く後世に伝えるとともに自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう自然環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。	地下水採取	深井戸：許可・浅井戸：届出	全域	○深さ15メートル又は揚水機の吐出口径50ミリメートルを超えるものは許可 ○上記深井戸の規格に満たない井戸の設置は届出 ・地下水総合利用計画に支障がないと認められること。 ・地下水採取に関して第14条（地下水採取の基本）の規定に反しないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難なこと。 ・附近の既設井戸等の位置から規則で定める距離があること。	・勧告 ・中止命令 ・原状回復命令等 ・罰金
45 根羽村	根羽村自然環境保全条例	H16.3	村のすぐれた自然を永く後世に伝えるとともに、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう自然環境及び生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現を期することを目的とする	地下水採取	許可	全域	○取水施設の深さが概ね15mを超えるもの ○揚水機の吐出口径が25mmを超えるもの ・地下水の合理的な使用に支障がないと認められること。 ・地下水を使用することが必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって換えることが困難なこと。 ・その他法律等で定める基準に適合していること。	・勧告 ・措置命令 ・中止命令 ・氏名等の公表
46 下條村	未制定							
47 壱木村	未制定							
48 天龍村	天龍村地下水資源保全条例	H5.12.22	生活用水の根源である地下水及び温泉の枯渇を防止し、又は保護するため無秩序な地下水の採取を規制し、もって村民の福祉に寄与することを目的とする。	地下水を採取するための井戸の掘削	承認申請・国、県が実施：事前協議	天龍村地下水保全地区	・温泉の泉源を中心とした半径3km以内及び温泉湧出の可能性が高い保全区域については温泉の揚水を禁止する。 ・井戸の深さ50メートルまでとする。 ・井戸の吐出口は19センチメートル以下とする。 ・揚水機の揚水量は1日50t以下とする。 ・地下水利用の承認を受けたものであっても、揚水によって、付近の湧水及び深井戸の水位が著しく減少した場合はその原因となる深井戸使用者が補償するものとする。 ・その他温泉の保護と利用の適正、公共の福祉の増進のため村長が特に必要と認める事項。	・勧告 ・措置命令
49 塚原村	未制定							
50 壱木村	未制定							
51 豊丘村	未制定							
52 大庭村	未制定							
53 上松町	未制定							
54 南木曾町	未制定							
55 木曾町	木曾町開田高原開発基本条例	H17.11.1	古来よりすぐれた自然景観を有し、それが住民生活と密接に関係していることにかんがみ、この地域を健全なる保健休養地として開発造成するに当たり、必要な施設の基本となる事項を定め、住民の生活環境を保全し、住みよい郷土の実現を期することを目的とする。	地下水の利用	事前協議	木曾町開田高原地域	(さく井の基準) ・原則として開発造成面積が1.0ヘクタール以上であること。 ・既存の深さ2m以上の深井戸及びせぎから50m以上離れた位置とすること。 ・さく井後は電気検層を行うこと。 (湧水の基準) ・あらかじめ町長に届出て許可を得ること。	・勧告 ・措置命令 ・罰金
56 木祖村	未制定							
57 玉瀧村	未制定							
58 大桑村	未制定							
59 麻績村	未制定							
60 生坂村	未制定							
61 山形村	未制定							
62 朝日村	未制定							

市町村	条例等の名称	制定年月	目的	対象行為	規制方法	規制地域	許可、届出、協議基準等	違反に対する措置方法
63 筑北村	筑北村環境保全条例	H17.10.11	環境の保全について基本理念を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたり村民が健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。	さく井事業	届出	全域	○深さ15m以上のもの	・勧告 ・措置命令 ・罰金
64 池田町	池田町の土地利用及び開発指導に関する条例	H23.3.18	池田町総合計画に基づき、北アルプスの眺望と安曇野の田園、里山の環境や美しい景観を保全しながら、町の発展に向けて計画的に土地利用を進めていくために必要な事項を定め、町の将来像の実現を図ることを目的とする。	地下水採取	事前協議	全域	・他の水をもって代えることが困難なこと。 ・水道事業の水源地を中心とする半径500メートルの円の区域外で行う開発事業であって、町の水道事業の経営に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ・地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。 ・地下水の利用が、その用途に照らして必要かつ適当であると認められること。 ・地下水の開発で、次の事項(①ケーシングの径が100ミリメートルを超えるもの、②用水ポンプの能力が毎分0.1トンを超えるもの、③地盤から地下水までの深さが15メートルを超えるもの)に該当するときは、地下水の取水量を限界揚水量の80パーセント以下としなければならない。	・指導 ・勧告 ・是正命令 ・氏名等の公表
65 松川村	松川村むらづくり条例	H13.3.27	松川村総合計画に基づき、緑あふれる住み良いむらづくりを推進するため必要な事項を定めることにより、村民の健康で快適な生活の維持及び向上を図ることを目的とする。	地下水開発	事前協議	全域	・深さ15メートル以上さく井するもの ・ケーシングの径が100ミリメートルを超えるもの ・揚水ポンプの能力が毎分0.1トンを超えるもの	・指導 ・勧告 ・氏名等の公表
66 白馬村	白馬村開発指導要綱	H11.12.24	優れた自然環境の保全を基調とした、自然との調和ある土地利用、快適なまちづくり及び美しい景観の形成を図るため、必要な事項を定める。	井戸の掘削	届出	上水道給水区域内	—	—
67 小谷村	小谷村開発基準等指導要綱	H4.1.29	優れた自然環境が開発等の事業により、破壊されることを防止するため、開発の周辺における指導を行い、自然、生活環境の保全、災害の防止等を図りつつ、秩序ある開発と村民生活の安定を図るため、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。	地下資源(水・温泉等)の採取を目的とするボーリング	事前協議	金村	—	文書指導
68 坂城町	坂城町生活環境保全条例	S60.4.1	良好な自然環境及び社会環境の保全に関し、法令、長野県条例その他条例で定めるもののほか、必要な事項を定め、もって本町の健康で文化的な生活環境を確保することを目的とする。	地下水採取	・地下水特別保全地区: 許可 ・地下水調整保全地区: 許可 ・地下水普通保全地区: 届出 ・国等が実施:事前協議	地下水特別保全地区: 地下水調整保全地区: 地下水普通保全地区	○特別保全地区内は原則地下水採取はできない。ただし特別の理由がある場合はその旨を申請し許可 ○調整保全地区内はすべて許可 ○普通保全地区内は、揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートル(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)以上の掘削は届出。ただし、一般家庭用の井戸はこの限りでない。 ・長野県営水道及び網掛簡易水道の給水区域へ給水するための水源及び他の権利に属する水利に支障がないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが、必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難であること。	・助言 ・勧告 ・措置命令 ・停止命令 ・罰金
69 小布施町	小布施町生活環境保全に関する条例	S48.12.18	すぐれた環境と水資源を町民の貴重な資産として後代に伝え、自然のもたらす限りない恩恵を現代及び次代の町民が共に享受できるよう良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。	地下水を採取するための井戸の掘削	・許可 ・届出 ・国、県が実施:事前協議	全域	○深さ20m以上のもの及び吐出口の断面積が21平方センチメートル以上のものは許可 ○上記井戸の規模に満たない井戸の設置は届出 ・地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。 ・地下水の申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難なこと。 ・既設井戸(深さ20m以上のもの及び吐出口の断面積が21平方センチメートル以上のもの)と必要かつ合理的な(既設井戸が減水又は枯渇のおそれがない。)距離がはなれていること。ただし、季節的に使用する井戸については別に規則で定める。	・勧告 ・処置命令 ・停止命令 ・原状回復命令 ・違反者の公表 ・罰金

市町村	条例等の名称	制定年月	目的	対象行為	規制方法	規制地域	許可、届出、協議基準等	違反に対する措置方法
70 高山村	高山村開発行為の調整に関する条例	S55.12.20	住みよい環境の整備と自然環境を保護するため、地域の無秩序な開発を規制するとともに、開発に関し必要な事項を定める。	動力を用いた地下水の採取	・許可 ・届出	全域	<ul style="list-style-type: none"> ○深さ15m以上の井戸で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときはその断面積の合計)が6平方センチメートルをこえるものは許可 ○上記井戸の規模に満たない井戸の設置は届出 ・高山村営水道条例第4条に規定する給水区域へ給水するための水源の保全、既設井戸の地下水の採取又は既存の温泉源に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。 ・地下水の申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 	・勧告 ・罰金
71 山ノ内町	未制定							
72 木島平村	未制定							
73 野沢温泉村	野沢温泉村地下水資源保全条例	S59.4.25	生活用水の根源である地下水の枯渇を防止し、又は、保護するため無秩序な地下水の採取を規制し、もって村民の福祉に寄与することを目的とする。	地下水を採取するための、井戸の掘削	・承認 ・届出 ・国、県が実施：事前協議	・特別保全地区 ・普通保全地区 ・保全地区外	<ul style="list-style-type: none"> ○保全地区内で地下水を採取するものは承認 ○保全地区外で地下水を採取するものは届出 ・特別保全地区外であること。 ・揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二つ以上あるときは、その断面の合計)が19平方センチメートル以下であること。 ・揚水機の原動機の定格出力が2.2キロワット以下であること。 ・井戸の掘さく深度が60メートル以下であること。 ・自然湧水及び他の地下水に支障がないと認められること。 ・地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。 	・勧告 ・措置命令 ・停止命令 ・違反者の公表
74 信濃町	信濃町水道水源の保護に関する条例	H3.12.26	水道水源を水質の汚濁及び水量の減少から保護することに関し、事業者、町及び住民の責務を明らかにするとともに、水道水源を水質の汚濁等から保護するための規制に関する措置等を定め、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。	河川からの取水又は地下水の採取	届出	水道水源保護区域	—	・勧告 ・勧告内容の公表
75 飯綱町	飯綱町自然環境保全条例	H18.9.29	優れた自然を永く後世に伝えるとともに、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう自然環境及び生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に期することを目的とする。	地下水採取	認可	全域	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の合理的な利用に支障がないと認められること。 ・地下水を使用することが必要かつ適当と認められること。 ・他の水をもって代えることが困難なこと。 ・その他法令で定める基準に適合していること。 	・勧告 ・措置命令 ・中止命令 ・氏名等の公表
76 小川村	未制定							
77 栄村	栄村自然環境保護条例	H2.6.19	栄村の自然を破壊を防止し、自然を回復することによって自然環境の保全に努め、現在及び将来の村民の快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。	地下資源の利用行為(深井戸の掘さく、試掘)	届出	全域	—	・勧告 ・措置命令 ・罰金

地下水の保全等に関する市町村条例の制定状況〔集計表〕

市町村数	77		
制定済市町村数	46		
	規制方法		
	許可制	届出制	その他
	20	12	14
未制定市町村数	31		

佐久市地下水保全条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
 - 第2章 地下水の保全区域（第8条）
 - 第3章 井戸の設置及び地下水の採取の規制（第9条—第15条）
 - 第4章 雜則（第16条—第26条）
 - 第5章 罰則（第27条・第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における地下水が市民生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な財産であることに鑑み、将来にわたり市民が豊かで良質な地下水の恵みを享受できるよう、地下水の保全に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、市、市民等及び地下水採取者の責務を明らかにし、並びに地下水の採取について必要な事項を定めることにより、市民の健康的で良好な生活環境の保全に寄与するとともに、公共の福祉に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸 掘削し、又は動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項又は第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。）を採取するための施設をいう。
- (2) 市民等 本市に住所を有する者、市内に滞在する者、市内で事業活動を営む個人又は法人及び市内に所在する土地、建物、事業所等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 地下水採取者 市内において地下水を採取し、使用している者をいう。

（基本理念）

第3条 地下水の保全は、地下水の流動が水循環の一部を成していることか

ら、地下水は単に土地の構成部分ではなく、地域共有の財産としての公の水であるという認識に立ち、地下水を様々な脅威から守り、育み、未来へ確実に継承していくことを旨として行われなければならない。

2 地下水の保全は、本市における水道水源の大部分を湧水及びその源である地下水に依存している現状から、全市民の積極的な取組が促進されるよう、市民意識の啓発を図りつつ、市、市民等及び地下水採取者の適切な役割分担並びに相互の連携の下に行われなければならない。

3 地下水の保全は、地下水が市民等の生活又は経済活動の基盤になっていることを踏まえ、本市経済の発展との均衡に配慮しながら行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、長野県、周辺地域の市町村及び水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）と連携し、地下水の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、広報活動等の実施により、市民等及び地下水採取者の地下水の保全に対する意識の高揚に努めるものとする。

3 市は、地下水のかん養のため、森林を保全し、及びその育成に努めるものとする。

4 市は、地下水の量（水位を含む。）及び水質の把握に努めるものとする。

5 市は、その事務及び事業に関し、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、節水、緑地の保全、水源林のかん養等自ら地下水の保全に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

(地下水採取者の責務)

第6条 地下水採取者は、基本理念にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、本条例の規定に基づき地下水の適正な管理を実施し、かつ、市民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにしなけれ

ばならない。

2 地下水採取者は、市が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

(情報の共有)

第7条 市は、長野県及び周辺地域の市町村と連携し、この条例の施行に必要な限度において、森林買収及び水源地の所有に係る情報その他地下水の保全のために必要と認められる情報を法令等の規定の範囲内で、共有し、使用することができる。

第2章 地下水の保全区域

(井戸の設置及び地下水の採取の規制区域)

第8条 井戸の設置及び地下水採取の規制を行う区域は、佐久市全域とする。ただし、国又は地方公共団体が所有する土地の区域を除く。

第3章 井戸の設置及び地下水の採取の規制

(井戸設置の許可の申請)

第9条 規則で定める基準による1日当たりの採取量（地下水を採取する量をいう。以下同じ。）が10立方メートル以上の井戸を設置し、地下水を採取しようとする者（以下「許可申請者」という。）は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。

ただし、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(1) 水道事業者が同項に規定する井戸を設置し、地下水を採取しようとするとき。

(2) その他市長が特に認めたとき。

(事前協議)

第10条 許可申請者は、前条第1項に規定する許可（以下「設置許可」という。）の申請をする前に市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議が終了したときは、速やかに許可申請者に通知しなければならない。

(許可の要件等)

第11条 市長は、第9条第1項の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合していると認められなければ、許可をしてはならない。

(1) 採取する地下水の使用目的が必要かつ適当であること。

(2) 揚水試験の実施により、1日当たりの採取量が規則で定める範囲内であると認められること。

(3) 規則で定めるところにより周辺の住民及び地下水採取者（当該井戸を設置しようとする一団の土地の境界から半径300メートルの範囲内の市民等及び地下水採取者をいう。）に井戸設置の周知を行っていること。

(4) 規則で定めるところにより周辺の井戸（当該井戸を設置しようとする一団の土地の境界から半径300メートルの範囲内にある井戸に限る。以下この号において同じ。）に対する影響調査を行い、採取量が周辺の井戸に支障を及ぼさない程度であると認められること。

2 前項第2号から第4号までの規定は、地下水の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。

(1) 家庭用

(2) 農業用

(3) その他市長が認めた用途

3 第1項に規定するもののほか、市長は、第9条第1項の申請に係る井戸の1日当たりの採取量が500立方メートル以上のときは、同項の申請が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認められなければ、許可をしない。

(1) 地下水の使用目的が地域経済の振興に寄与すると認められる場合

(2) 地下水保全のための活動計画が適正であると認められる場合

(3) その他市長が認めた場合

4 市長は、設置許可に当たり、次に掲げる条件を付することができます。

(1) 採取量を測定するための量水計を設置すること。

(2) 規則で定めるところにより採取量及び井戸の水位を測定し、並びに地下水の水質を検査し、その結果を市長に報告すること。

(3) 地下水の採取を始めたことにより、当該設置許可を受けた井戸又は周辺の井戸（当該設置許可を受けた井戸を設置してある一団の土地の境界から半径300メートルの範囲内にある井戸に限る。以下この号から第5号までにおいて同じ。）に地下水の水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象（以下「水位の低下等」という。）を認めたときは、速やかに市長に報告するとともに、規則で定めるところにより、採取量を減少させ、又は採取を中止し、その原因を究明すること。

(4) 周辺の井戸の水位の低下等が、当該設置許可を受けた井戸からの地下

水の採取に起因していることが明らかになったときは、影響を与えた者に対し必要な措置を講ずること。

(5) 周辺の井戸による地下水の採取が原因で当該設置許可を受けた井戸又は周辺の井戸に水位の低下等が生じたときは、規則で定めるところにより、採取量を減少させ、又は採取を中止すること。

(井戸設置工事の届出)

第12条 設置許可を受けた者（以下「設置許可者」という。）は、当該設置許可を受けた井戸が完成した日から起算して15日以内に市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を受理した日から起算して14日以内に検査を行い、当該届出をした者に通知しなければならない。

(地下水採取の開始届)

第13条 前条第2項の規定による通知を受理した設置許可者は、地下水の採取を始める日から起算して7日前までに、地下水を採取する旨を市長に届け出なければならない。

(井戸設置の許可の有効期間及び更新)

第14条 設置許可は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。ただし、1日当たり500立方メートル以上の地下水の採取を行う井戸の設置許可については、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

4 第9条及び第11条の規定は、第1項の許可の更新について準用する。ただし、設置許可を受けた事項に変更がないときは、第11条第1項第2号から第4号までの規定は準用しない。

(井戸設置の届出)

第15条 1日当たりの採取量が10立方メートル未満の井戸を設置し、地下水を採取しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を受理した旨を遅滞なく当該届出をした者に通知しなければならない。

第4章 雜則

(許可及び届出の承継)

第16条 設置許可者又は前条第1項の規定による届出（以下「設置届出」という。）をした者（以下「井戸設置者」という。）から、当該許可又は当該届出に係る井戸を譲り受け、若しくは借り受けた者は、当該井戸設置者の地位を承継する。

2 井戸設置者について、相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人又は合併若しくは分割によりその地位を承継しようとする法人は、井戸設置者の地位を承継する。

3 前2項の規定により井戸設置者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から起算して30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効等)

第17条 設置許可者が、設置許可を受けた井戸を廃止したときは、当該井戸の設置に係る許可は、その効力を失う。

2 井戸設置者は、設置許可を受け、又は設置届出をした井戸（以下「許可井戸等」という。）を廃止したときは、その廃止した日から起算して30日以内に市長に届け出るとともに、当該廃止した井戸の地表面を閉塞するなど必要な処置を講じなければならない。

3 設置許可者が、設置許可を受けた井戸について、設置許可を受けた日から起算して1年以内に地下水の採取を開始しないとき又は地下水の採取を1年以上中止したときは、当該設置許可は、その効力を失う。

4 第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(報告の徴収等)

第18条 市長は、地下水の保全上必要があると認めるときは、地下水採取者に対し、規則で定める事項について報告させ、又は協力を求めることができる。

(許可の取消し)

第19条 市長は、設置許可者が、詐欺その他不正な手段により設置許可を受けたことが明らかになったときは、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、設置許可者が、設置許可の条件に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(立入調査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員又は市長が委任した者（以下「職員等」という。）に地下水採取者が現に地下水を採取している井戸（以下「採取井戸」という。）を設置してある土地又は地下水採取者の事業所若しくは事務所に立ち入り、必要な調査又は検査（以下「調査等」という。）をさせることができる。

- 2 前項の規定により調査等を行う職員等は、立入の際、あらかじめその旨を地下水採取者又は同項に規定する土地を利用する権原を有する者に告げなければならない。
- 3 第1項の規定により調査等を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導等)

第21条 市長は、許可申請者が、第11条第1項第3号に規定する周知及び同項第4号に規定する影響調査を行う場合において、助言又は指導をすることができる。

- 2 市長は、地下水採取者が採取井戸から地下水を採取したことにより、周辺の井戸（当該採取井戸を設置してある一団の土地の境界から半径300メートルの範囲内にある井戸に限る。以下この条及び次条において同じ。）の水位の低下等を引き起こしたと認められるときは、当該地下水採取者及び周辺の井戸の地下水採取者に対して、助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第22条 市長は、地下水採取者が採取井戸から地下水を採取したことにより、周辺の井戸の水位の低下等を引き起こしたと認められるときは、当該地下水採取者及び周辺の井戸の地下水採取者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる。

(命令)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて当該措置をとるべきこと又は地下水の採取を一時停止することを命じることができる。

- 2 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反して、井戸の設置工事に着手し、若しくは着手しようとする者又は地下水を採取し、若しくは

採取しようとする者に対して、期限を定めて当該工事を停止させ、又は地下水の採取を停止させる等の当該違反行為のは正のために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

3 市長は、設置許可を受けることなく、又は設置届出をすることなく井戸を設置した者に対して、必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(氏名等の公表)

第24条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくしてその命令に従わないときは、規則で定めるところにより、当該命令に従わない内容及びその者の氏名等を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知するとともに弁明の機会を与えるなければならない。

(措置の届出)

第25条 第22条の規定による勧告又は第23条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、その措置をとった日から起算して7日以内に市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

(罰則)

第27条 第23条の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項（第14条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定に違反して設置許可を受けないで、又は虚偽の申請により設置許可を受けて、同項に規定する井戸を設置した者

(2) 第20条の規定による立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第9条第1項に規定する井戸を設置している者又は同項に規定する井戸の設置工事に着手している者（附則第4項に規定する者を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して90日以内に規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第9条第1項の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は、当該届出をした日（井戸の設置工事に着手している者は、第13条の規定による届出をした日）から3年とする。
- 4 この条例の施行の際現に佐久市自然環境保全条例（平成18年佐久市条例第16号）第8条第1項の許可を受け井戸を設置している者若しくは井戸の設置工事に着手している者又は同条例第9条第1項の規定による届出をして井戸（第9条第1項に規定する井戸に限る。）を設置している者若しくは当該井戸の設置工事に着手している者は、同項の許可を受けた者とみなす。この場合において、当該許可の有効期間は、施行日（井戸の設置工事に着手している者は、第13条の規定による届出をした日）から3年とする。
- 5 前2項の規定により許可を受けた者とみなされる者は、それぞれの許可の有効期間内においては、第11条第4項第1号の規定による量水計の設置及び同項第2号の規定による水位の測定等を要しないものとする。

